

令和7年度 国産SAF利用促進事業

【募集要項】

<交付申請受付期間>

令和7年4月7日（月）から令和7年4月21日（月）まで
（御持参の場合の受付時間：上記期間（土日祝を除く）の10時から
16時まで。事前にお問い合わせの上お越しください。）

<事業実施機関>

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

（愛称：クール・ネット東京）

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階

ホームページ：

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/kokusansaf>

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

9：00～17：00（12時から13時までを除く）



東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

助成金を申請される皆様へ

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としましては、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

国産SAF利用促進事業に係る助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請または受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
2. 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
3. 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に違約加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。

公益財団法人 東京都環境公社

目次

はじめに.....	4
本助成事業における用語一覧.....	5
1 目的.....	6
2 支援内容.....	7
3 スケジュール.....	8
4 助成対象事業者.....	9
5 助成対象経費等.....	10
6 申請方法.....	11
7 審査方法.....	13
8 交付決定後（採択後）の流れ.....	14
9 事業を実施するための注意事項.....	15
10 事業完了後の注意事項.....	16
11 助成金交付決定の取消し及び助成金の返還.....	16
12 情報の取扱いについて.....	17

はじめに

助成金を申し込む前に下記事項を御確認ください。

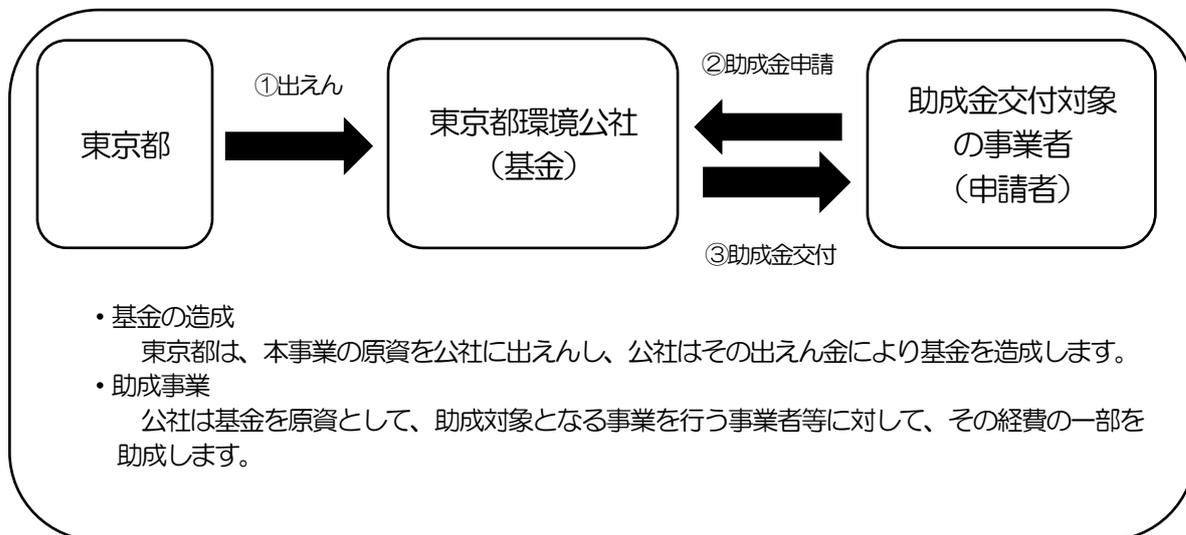
- 助成金の支払いは、事業の実施を東京都環境公社（以下、公社という。）等が確認した後（後払い）となります。
- 適正に事業と当該事業に係る支払いが行われたかどうかを検査した上で、助成金額を確定します（検査の結果、実際の支払金額が交付決定額より減額になることがあります）。
- 助成金に採択された方への通知（交付決定通知書）に記載される交付決定額は予定上限額であり、支払いを保証するものではありません。
- 助成金に採択された方には、実施状況の報告等の義務が発生します。詳しくは該当ページを御確認ください。
- 助成対象事業者等と助成対象事業に該当するかどうかを御確認ください。

本助成事業における用語一覧

国産SAF	<p>持続可能な航空燃料（Sustainable Aviation Fuel）であり、廃食油、サトウキビ等のバイオマスや、都市ごみ、廃プラスチック等を用いて、日本国内で生産される燃料。</p> <p>本助成事業における国産SAFは次の要件を満たすニートSAFとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ASTM Internationalが定める「ASTM D7565、D1655」の規格を満たしていること ・GHG削減効果が原則50%以上であり、CORSA認証等の第三者認証を取得していること
事業者	<p>東京都内に本店又は支店の登記がある法人、または都内税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印のあるもの）がある個人事業主。</p>
助成対象期間	<p>採択された事業を実施する期間かつ助成対象とする経費の発注又は契約・実施・支払いを行う期間。</p> <p>本助成事業では、交付決定日から令和8年3月31日までの間で、申請時に自ら設定した事業実施期間。</p>
助成対象経費	<p>助成金の交付額を決定するための算定の対象となる経費。</p> <p>本事業の「助成対象経費」については、「6 助成対象経費」を参照。</p>
助成率	<p>助成対象経費の内、助成金として交付される金額の割合。</p>
助成限度額	<p>助成金として交付される最大額。</p>
交付決定額	<p>交付決定時点において、今回の助成事業で交付することが適切であると認められた金額の最大額。完了検査の結果、実際の支払金額が交付決定額より減額になることがある。</p>
事業完了	<p>助成対象期間内に、本助成事業における全ての事業の実施を終えたこと。事業完了から15日以内に、公社指定の様式により実績を報告する必要がある。</p>
完了検査	<p>実績の報告書類及び関係書類等により、採択された事業内容どおりに事業が実施されたかどうか等を公社指定の場所にて確認する。</p>
助成金額	<p>完了検査の結果に基づき確定した、公社より支払う金額。完了検査の結果、助成金額は交付決定額より減額になることがある。</p>

1 目的

東京の脱炭素化を推進するとともに、航空分野におけるCO₂排出量の削減と東京の国際競争力強化、持続可能なSAFの市場形成・発展に寄与することを目的に、羽田空港における国産SAFの供給拡大及び利用促進を図る事業者を広く公募し、その取組を支援します。

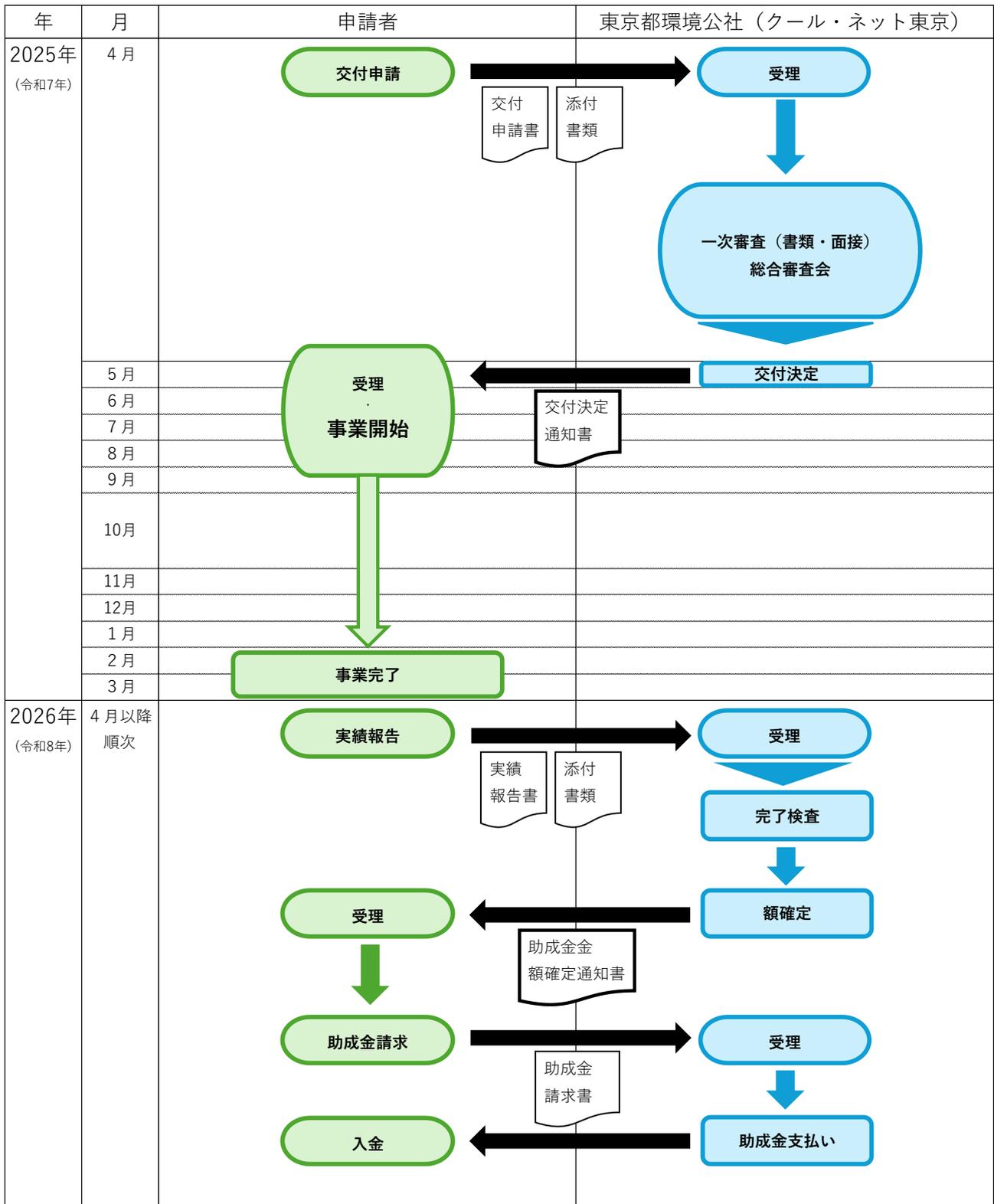


2 支援内容

東京の脱炭素化を推進するとともに、航空分野におけるCO2排出量の削減と東京の国際競争力強化、持続可能なSAFの市場形成・発展に寄与することを目的に、国産SAFを製造し、羽田空港にて航空会社へ供給する事業者に対して支援をします。

助成対象事業者 (詳細は「4 助成対象事業者」を参照)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 都内に本店又は支店登記があり、実質的に都内で事業を行っている事業者等 ✓ 航空会社へ国産SAFを供給する事業者等
事業実施場所 (詳細は「4 助成対象事業者」を参照)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 供給場所は羽田空港内とし、供給場所にて国産SAFの供給実績等が確認できること ✓ 製造場所は都外を含む自社の事業所又は工場等
助成対象期間	交付決定日から令和8年3月31日までの間
助成単価	100円/ℓ (上限)
助成数量 (想定)	2,500,000ℓ
助成限度額	2億5千万円
助成対象経費 (詳細は「6 助成対象経費」を参照)	<p>航空会社への国産SAFの通常の供給価格と、国際競争力の高い海外SAFの供給価格との差</p> <p>※いずれも二ートSAFでの供給価格を基準とする。</p>

3 スケジュール



4 助成対象事業者

申請にあたっては、次の(1)～(14)の全ての要件を助成事業が完了するまで、満たす必要があります。

- (1) 東京都内で実質的に事業を行っている事業者であること。
- (2) 東京都内に本店又は支店の登記がある法人又は都内税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印のあるもの）がある個人事業主であること。
- (3) 国産SAFの供給場所は羽田空港であること。
なお、国産SAFの製造においては、都外の自社の事業所又は工場等で実施することも可能とする。
- (4) 上記（3）の供給場所において、国産SAFの供給実績等が確認できること。
- (5) 同一テーマ・内容で公社、国、都道府県又は区市町村等から助成を受けないこと。
- (6) 事業税等の滞納又は分納がないこと。
- (7) 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。
- (8) 過去に公社、国、都道府県又は区市町村等から助成を受け、不正等の事故を起こしていないこと。
- (9) 過去に公社から助成金の交付を受けている者は、「企業化状況報告書」や「実施結果状況報告書」等を所定の期日までに提出していること。
- (10) 民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。
- (11) 助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。
- (12) 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、その他支援の対象として社会通念上適切でない判断される業態を営むものではないこと。
- (13) 東京都の政策・方針にそぐわないと判断されるものではないこと。
- (14) 上記の他、公的資金の助成先として適切でない判断されるものではないこと。

5 助成対象経費等

1. 助成対象経費

助成対象経費は、助成対象事業者が行う国産SAFの供給に要する経費のうち、次のとおりとなります。

- (1) 羽田空港にて航空会社へ供給する国産SAFのうち、航空会社への国産SAFの通常の供給価格と、国際競争力の高い海外SAFの供給価格との差額。

※いずれも二トSAFでの供給価格を基準とし、上限は100円までとする。



【例】海外SAFの販売価格：200円/ℓ、国産SAFの販売価格：280円/ℓの場合
280円 - 200円 = 80円（助成対象経費 = 助成単価）

- (2) 令和8年3月31日までに契約、納入、支払いが完了する経費

2. 助成単価、助成数量及び助成限度額

助成対象経費における助成単価の上限額、助成数量、助成限度額は次のとおりとなります。

助成単価（上限額）	助成数量（想定）	助成限度額
100円/ℓ	2,500,000ℓ	2億5千万円

<助成対象とならない経費及び事業>

「6 助成対象経費等 1. 助成対象経費」に掲げる経費以外の費用は、全て対象外です。
そのほか、以下にあげる事業及び経費も事業実施に要した経費であった場合においても対象となりません。

- (1) 契約から支払いまでの一連の手続きが助成対象期間内に行われていない経費
- (2) 交付決定後に実施する「完了検査」で対象外と判断された経費
- (3) 助成事業の取引に係る書類（※）が不足、又は不備（日付、押印、名称等）の経費
※ 助成事業の取引に係る書類：見積書、契約書（又は注文書及び注文請書）、仕様書、納品書、請求書、振込控、領収書等の原本等
- (4) 通常の業務・取引と混合、又は相殺して支払いが行われている経費（他の費用について、根拠資料とともに内訳を示し、助成対象経費を明示できる場合を除く。）
- (5) 間接経費（消費税、振込手数料、通信費、光熱水費、印紙代等）
- (6) 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- (7) 同一事業において、対象経費が明確に区分できる場合を除き、他の助成金・補助金の交

付を受けている又は受ける予定のある事業

(8) 事業主体について、助成金を交付することが不適切と判断される事業

その他、内容によっては助成対象外となるものもありますので、公社へご確認ください。

6 申請方法

(1) 令和7年度交付申請受付期間

令和7年4月7日(月)から令和7年4月21日(月)まで

(御持参の場合の受付時間：上記期間(土日祝を除く)の10時から16時まで。事前にお問い合わせの上お越しください。)

(2) 交付申請様式及び提出書類

ア 交付申請様式については、下記ホームページよりダウンロードしてください。

《<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/kokusansaf>》



イ 提出書類

交付申請時は以下の書類を揃え、(3)申請方法により提出してください。

交付申請にあたって必ず必要な書類		
項番	書類	様式番号等
1	申請書及び申請書別紙 (Excel)	第1号 第1号別紙
2	申請事業説明書 (PowerPoint、指定様式)	指定様式一申請 事業説明書
3	法人登記に係る登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) の原本 (直近3ヶ月以内のもの)	—
4	決算報告書 (添付書類を含む) ※原則、直近2期分	—
5	直近の法人事業税及び法人住民税の納税証明書 (都税事務所発行) ※未納がないことを確認できること	—
6	会社・団体概要	任意様式
7	国産 SAF の販売価格や予定数量がわかる書類 ※航空会社へ発行する見積書やそれに類するもの ※申請時の提出が難しい場合は、審査会の実施前に提出すること	任意様式
8	国際競争力のある海外 SAF の価格がわかる書類等	任意様式
9	外貨建て取引の場合、適用レートを示す書類	任意様式
10	その他公社が必要と認める書類	別途指定

任意提出の書類		
1	申請事業に係る企画書（PowerPoint、A4版横5ページ以内）	任意様式

(3) 申請方法

- ア 申請は、郵送又は御持参でのみ受け付けます。
- イ 申請様式はA4の用紙に片面印刷でお願いします。
- ウ 封筒の表に、「**国産SAF利用促進事業 申請書類在中**」と赤字で記入またはマーカー等でわかりやすく表記してください。
- エ 鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色又は青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。
- オ 申請者名及び金額の訂正は、二重線見え消しをお願いします。それ以外の訂正は、訂正内容がわかれば、特に方法の指定はありません。

【送付先】

〒163-0810 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階
 東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）
 モビリティチーム
 国産SAF利用促進事業担当 宛
 電話 03-5990-5068

7 審査方法

申請書類等に基づき、面接審査を行い、面接審査の結果に基づき、総合審査会（審査員のみ
の検討会）において助成金の交付を決定する事業者を決定します。

必要に応じて、公社から追加資料の提出又は説明をお願いする場合がありますが、それ以外
の場合は資料の修正や追加を行うことはできません。

なお、審査はすべて非公開で行われ、審査の経過や結果等、審査内容に関する問い合わせに
は一切応じられませんので、あらかじめご了承ください。

<審査項目とその視点>

審査項目	審査の視点
供給する 国産SAFの 内容	<ul style="list-style-type: none"> • 供給する国産SAF（ニートSAF）と国際競争力のあるSAF（ニートSAF）の価格設定を踏まえ、通常のSAF供給価格を国際競争力のある価格にするための支援額をどのように設定しているか。 また、国際競争力のあるSAF（ニートSAF）の供給価格設定は妥当か • 供給予定の数量はどの程度か • 通常のジェット燃料と比較し、GHG削減効果は何%か
支援内容の 実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> • 国産SAFの生産及び供給能力は十分か
	<ul style="list-style-type: none"> • 本事業実施に向けた体制は整っているか • 供給予定先の航空会社の目途はついているか • 申請に係る事業者の類似事業等の事業実績はあるか（通常のジェット燃料の供給等を含む）

8 交付決定後（採択後）の流れ

交付決定後、申請事業に取り組み、事業完了後の実績報告にて助成事業の内容等を適正と認めるときは、交付決定額の範囲内で助成金の額を支出します。

交付決定後から事業完了までの流れは下記（１）～（３）の通りとなります。

なお、必要な様式は、交付決定した助成対象者のみに対し、公社からお送りします。

（１） 実績報告書の提出（事業完了時）

ア 事業が完了したときは、完了の翌日から起算して15日以内に公社が指定する様式により実績を報告してください。

イ 同報告においては、報告対象期間中に契約及び納品が完了した国産SAFについて、国産SAFの供給の時期、場所並びに数量の確認に必要な帳票類等の写しを添付してください。

ウ 供給された国産SAFが交付要綱に定める以下の要件を満たしていることが確認できる書類をあわせて提出してください。

（ア）ASTM Internationalが定める「ASTM D7566、D1655」の規格を満たしていること

（イ）GHG削減効果が原則50%以上であり、CORSA認証等の第三者認証を取得していること

（２） 完了検査

提出された実績報告書に基づく完了検査を、報告から1か月以内を目途に、申請書に記載の申請者住所又は公社が指定する場所で実施します。内容は、実績報告書提出時に添付の帳票类等、本事業における証拠書類の原本照合等となります。

※ 実施日は、各報告書をご提出いただいた後、調整させていただきます。

（３） 助成金額の確定・支払

ア 完了検査の実施後、公社にて検査書類等を確認し、助成事業が適正に行われたと認められた範囲で助成金の交付額を確定します。確定した交付額等は、助成金確定通知書により、書面にて通知します。

イ 助成金の確定額は、助成単価に助成数量を乗じて得た額とします。

※ 助成金交付決定額は、実際の交付額の上限を示すものであり、事業完了時における完了検査後に額を確定することから、助成金の確定額は交付決定時の助成金交付決定額から減額されることがあります。

※ 助成金額を算定する際、一円未満切り捨てとなります。

9 事業を実施するための注意事項

(1) 事業内容の変更等

交付決定を受けた後、正当な理由により助成事業の内容を変更しようとする場合、又は助成事業を中止もしくは廃止する場合には、事前に公社の承認を得なければなりません。

(2) 助成金額の確定

ア 交付決定時に通知する「助成金交付決定額」は、助成金交付額の上限を示すものであり、交付する助成金額及び助成対象経費の額及び内容を保証するものではありません。

イ 交付される助成金額の妥当性については、実績報告書及び完了検査にて審査し、確定するため、助成金の確定額は交付決定額から減額されることがあります。

(3) 関係書類の確認

ア 完了検査等では、供給価格及び国産SAFの納品の時期、場所並びに数量の確認に必要な帳票類等、本事業における証拠書類の原本照合による確認を行います。

イ 関係書類の確認を行う際に対象となる書類は、以下のとおりで、原本が必要です。

【関係書類の例】

見積書、契約書（又は注文書及び注文請書）、仕様書、納品書、請求書、振込控（振込先が明記されている金融機関発行のもの）、預金通帳・当座勘定照合表、領収書 等

※ 海外で発行する証明書や関係書類は、日本語訳を添付すること

(4) 経費の受領方法について

助成対象経費とする経費の受領は、原則振込払いとしてください。

※ 外貨建て取引の場合、外貨支払の円換算については、当該外貨使用の際の両替レートを適用する等、確認が可能でかつ客観的な方法により計算する必要があります。経理関係書類を公社に提出する際は、当該書類へ使用したレートを併記し、レートの確認資料を併せてご提出ください。

(5) 事業内容の変更について

申請書に記載された内容の変更は、原則できませんが、正当な理由がある場合は、事前に公社の承認を得ることにより変更できる場合があります。

(6) 助成金は日本円で支払います。

10 事業完了後の注意事項

(1) 公社職員による調査等について

完了検査の他、本助成金交付要綱第23条に基づき、助成事業の実施状況、助成金の収支、帳簿書類等について、現地調査を行い、報告を求めることがあります。

(2) 関係書類等の保存義務について

本事業に係る関係書類及び帳簿類は、事業完了年度の翌年度から起算して5年間、保存しなければなりません。

11 助成金交付決定の取消し及び助成金の返還

助成事業者が、次のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定の全部又は一部を取り消し、不正の内容、助成対象事業者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことがあります。既に助成事業者に助成金が交付済みの場合は、期限を定めて返還していただきます。

- ① 助成対象事業者が都内で実質的に事業活動を行っている実態がないと認められるとき
- ② 助成対象事業者又は助成事業に係る外注先の事業者その他助成事業の関係者が、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者であることが判明したとき
- ③ 前2号に定めるほか、助成対象事業者が申請要件を満たしていない事実が判明したとき
- ④ 助成対象事業者が偽り、隠匿その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき（キャッシュバックや協賛金等の名目で実質的に本来受領する助成金を偽ることを含む。）
- ⑤ 助成対象事業者が助成金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき
- ⑥ 助成対象事業者が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、助成金交付決定に基づく命令その他法令に違反したとき
- ⑦ 助成事業の実施場所において、助成事業の活動実態がないと認められるとき、その他助成事業について交付決定又は変更等の内容と異なる事実が認められたとき。
- ⑧ その他公社が、助成事業として不適切と判断したとき。

※ 刑事罰が適用される場合があります。

※ 不正又は事故を起こした助成事業者は、以後、公社及び東京都が実施する全ての助成事業・補助事業に申請をすることはできません。

12 情報の取扱いについて

(1) 利用目的

提出された情報は当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のみに使用します。

また、交付決定事業の内容、進捗状況については、本事業のホームページ等で情報を公開する予定です。

(2) 東京都への提供

公社から東京都への事業報告や各種調査等において、交付決定事業者等に係る連絡先や担当者氏名、申請書記載内容等について電子データや紙媒体にて情報提供することがあります。

なお、個人情報は「プライバシー・ポリシー」に基づき管理しております。

公社ホームページ(<https://www.tokyokankyo.jp/privacy>)より閲覧できますので併せてご参照ください。

※本事業において提出された書類については、開示請求があった際に開示の対象となる場合がございます。